諮問庁：法務大臣
諮問日：平成１８年１月１７日（平成１８年（行情）諮問第９号ないし第１２号）
答申日：平成１８年１０月６日（平成１８年度（行情）答申第２６２号ないし第２６５号）
事件名：物品管理簿・物品出納簿（行政文書ファイルの表紙）の開示決定に関する件（文書の特定）
物品管理簿・物品出納簿（平成１１年度）等の不開示決定に関する件
物品整理表等の一部開示決定に関する件
物品管理簿・物品出納簿（平成１６年度）等の不開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙１の文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき，別紙２の文書（以下「本件対象文書１」という。）及び別紙３の文書（以下「本件対象文書２」という。）を特定し，その全部又は一部を開示した決定については，本件対象文書１及び本件対象文書２を特定したことは，妥当である。

また，別紙４の文書（以下「本件対象文書３」という。）につき，その一部分を保有していないとし，その余の部分に係る開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定及び別紙５の文書（以下「本件対象文書４」という。また，本件対象文書１ないし本件対象文書４を総称して，以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，いずれも妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は,行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。）３条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し，福岡矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定等４件（以下「原処分」という。）について，本件対象文書１及び本件対象文書２の特定を争うとともに，本件対象文書３及び本件対象文書４を不開示とした決定を取り消してその開示を求めるというものである。

ただし，本件対象文書２のうち不開示とされた部分を開示することは求

めていない。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求書の記載

原処分を取り消し，本件対象文書と一体を成す正式文書名等が記載された各文書の「表紙」，「目次」及び本件対象文書の「根拠規程等記載された部分」等の全体を開示の対象とすること。それに，本件対象文書内の「表紙」には「法務省行政文書管理規程の運用細目」及び「法務省行政文書管理規程」で「表紙に保存番号を記載すること」と定められていることに反し，記載を削除した「表紙」を開示しているので，保存番号が記載された文書を開示すること。さらに，本件対象文書は，一度，不存在として不開示決定の処分を受け，審査請求人の審査請求に対し，情報公開審査会の答申（平成１６年度（行情）答申第５１９号）を経て再度開示決定された，いわば一度文書隠し等が行われた文書である。以上の経緯に加え，開示決定等までの経過から，本件対象文書は，不都合な文書の文書隠し等が行われている可能性が非常に高く，本件請求文書すべての開示決定を求める。また，本件開示決定等までには，審査請求人が求める文書が開示決定されるための個々の物品名が分かり得る情報提供，補正を経ておらず，法２２条２項及び２３条１項の規定に反し，物品名の特定が不可能であったことから，個々の物品名の情報提供，補正を経た上での開示決定を求める。加えて，被収容者を困惑させ，欺く等するために当該拘置所内特定居房内，同房周辺から同房をモニターできる隠しカメラ，隠しマイクのようなものを設置して悪用し，被収容者に虐待行為等を加えることは，法５条２号ただし書の「人の生命，健康，生活を保護するために公にすることが必要な情報」に該当することから，当該部分に関する開示決定を求め，以上について情報公開・個人情報保護審査会で十分に審議されることを求める。

（２）意見書の記載

処分庁等は，本件請求文書について，当初より違法な文書隠しが顕著であるところ，本件開示請求でも，以下の不当な文書隠し等の行為を行っている。

ア　本件対象文書１

（ア）行政文書ファイルの表紙について，法務省行政文書管理規程の運用細目及び法務省行政文書管理規程において「表紙に保存番号を記

載すること」が定められ，審査請求人も保存番号が記載された文書の開示を求めているのに，保存番号を削除，又は当該文書をすり替えるなどして開示の実施を行っており，上記規程等に反していることは明らかであるので，保存番号を記載した文書を開示すべきである。

（イ）開示された平成１６年度の物品管理簿・物品出納簿は，物品管理法施行令４２条及び同法施行規則３８条並びに法務省所管物品管理事務取扱規程に明らかに反し，真正の文書とは考えられない。不都合な記載が削除，改ざん又はすり替え等された文書が開示されている。

ａ　「物品管理官」，「物品出納官」の欄が記載されていない。

ｂ　「総合警備システム」の摘要欄には「特定事業者より受入等」の記載がされ，「所内誌」の摘要欄にも「特定事業者より受入等」の記載がされ，「アクリル板」の摘要欄にも「特定事業者より受入等」の記載がされているが，外に同様の記載がされているものはない。

（ウ）開示された平成１６年度の物品管理簿・物品出納簿の「遠隔制御装置」について異動等の記載がないことに関して，明らかに物品管理法施行令４２条及び同法施行規則３８条並びに法務省所管物品管理事務取扱規程に反していることから，かような文書が真正の文書とは到底考えられない。不都合な文書であるから文書隠し，文書のすり替え等が行われていると言わざるを得ず，それを裏付けることとして，特定事業者のインターネット上の「物理セキュリティー」欄に，「「機能項目」「遠隔制御」＝遠隔警備切替＝「機能概要」＝指定した部屋の警備を切り替えます。」と紹介，説明等がされている。独居室内一定箇所でバチパチ等の音を発している異常音に関しても，遠隔制御装置を用いて，指定した居室のみ警備機器等が操作できるという不都合な文書である。

上記法令等に基づく当該各項目が記載された文書の開示決定等を求める。

イ　本件対象文書２

開示された平成１７年度の物品整理表は，物品管理法施行令４２条及び同法施行規則３８条並びに法務省所管物品管理事務取扱規程に明らかに反し，真正の文書とは考えられない。不都合な記載が削除，改ざん又はすり替え等された文書が開示されている。

（ア）「規格」欄が記載されていないものは以下のとおりである。「防犯線センサー」，「ＴＶカメラ」（８点），「センサーライト」，「異常警報用ブザーライト」，「指紋認証管理ソフト」，「監視卓ＡＶテーブル」，「基地局用指令卓」，「当ビシ（畳用）」，「指紋採取器」，「クランプメーター」，「畳」

なお，「ＴＶカメラ」の「規格」欄には，ＴＶカメラの品名，型名が記載されている。この品名，型名をメーカー側に問い合わせると，どんな機能をもったいかなるＴＶカメラであるか説明される上，品名，型名や「取扱説明書，据付工事説明書，保証書」などが付属品であることも特定事業者のインターネット上で紹介されている。既にいかなる機能をもったＴＶカメラであるか公にされている以上，「規格」を不開示とする理由はなく，他の物品でも同様である。「規格」等を明らかにしないということは，不都合な文書の文書隠し等を行っていると言わざるを得ず，不記載部分は記入し，開示すべきである。

（イ）「備品番号」，「年月日」が記載されていないものは，以下のとおりである。「ＴＶカメラ」，「センサーライト」，「検針器用テーブル」，「卓上検針器」，「監視卓ＡＶテーブル」，「当ビシ（畳用）」，「クランプメーター」

（ウ）「職員」，「設置場所」，「用途」欄がほとんど記載されていない。

（エ）「遠隔制御装置」は，総合警備システムの一部である。居室内一定箇所で異常音を発することにかかわってくるのに，物品整理表が存在しないというのである。以上のことからも，かような文書が真正の文書とは到底考えられず，不都合な文書であるから，文書隠し，不都合な部分の削除，改ざん又はすり替え等が行われていると考えるのが自然である。

真正の文書の開示決定等を求めるとともに，上記（ア）ないし（ウ）の各項目が記載された文書の開示決定等を求める。

ウ　本件対象文書３及び本件対象文書４

（ア）諮問庁の理由説明（本答申書第３の３）について，「平成１１年度ないし平成１５年度並びに平成１７年度分の物品一覧表は行政文書として取得，保存しているものではない。」と言うが，審査請求人が同物品一覧表の開示請求を行った事実はなく，また，「情報提供に関する文書」と「行政文書」とは全く異なる。

（イ）本来，各年度別の物品一覧表のようなものを情報提供しなければ，物品整理表の特定は不可能である。また，物品整理表は数千枚から数万枚となることも前もって情報提供すべきである。以上のことから，開示を求めた物品分以外の平成１１年度ないし平成１７年度物品分については，文書の特定ができないとして不開示決定を行い，それを不開示理由に明記されたい。

（ウ）本件対象文書３及び４の全体の一部である行政文書ファイルの表紙以外の「表紙」が存在しながら，「表紙」の文書隠しを行っている。また，「表紙」には，これらの文書の「根拠規程（定）等」となる記載がされているはずである。

（エ）本件対象文書３及び４の全体の一部である「目次」についても，これらの文書はＡ４判の紙で数万枚という大量の文書として保有し，「官署用品」，「収容用品」，「法務本省用品」に分類されていると述べている。また，上記３つの「分類」から「細分類」，「種類」及び「品目」に分かれると自認している。このことからも，数万枚の文書を保存するに当たり，「目次」が存在しなければ検索作業にも手間ひまが掛かり，保存の合理化にも矛盾し，不合理である。

（オ）拘置所の特定居房又は同房周辺に「隠しカメラ，隠しマイク」のようなものを設置し，被収容者に気づかれず同房内をモニターし悪用しては，被収容者を欺いたり困惑させることは虐待行為と言う以外にない。同行為は明らかな違法行為であるから，法５条４号の規定に反し，支障を及ぼしているのは拘置所側であるので，かような状況下での不開示決定は違法としか言えない。違法行為を行い違法な不開示決定を行っているのだから，法５条６号を不開示理由とすることは違法であり，許されるものではない。しかも，この違法行為は，将来にわたって審査請求人を含む被収容者の生命，健康，生活等を害される蓋然性が非常に高い。そもそも，「監視カメラ，マイク等」の本来の目的は，自殺，自傷行為，逃走等の防止のために設置されているもので，被収容者に気付かれず居室内をモニターするために設置されているものではなく，行刑施設においては，その必要すらない。その証拠に，他の第二種独居等や他の施設では，被収容者から見える位置に設置されている。これらのことからも，法５条２号ただし書の「人の生命，健康，生活等を保護するために公にすることが必要な情報」であり，同情報を公にし，それによって拘置所の虐待行為や違法行為を根絶し，国民の目で監視し，審査請

求人等被収容者が普通の拘留生活と健康と人間としての尊厳も確保できるよう，当該部分につき開示決定を求める。これは，当該隠しカメラ，隠しマイク等を納入，設置した法人その他の団体又は個人の事業者等が，結果的に「人の生命，健康又は身体を害するおそれのある事業」を行っていることになる。

第３　諮問庁の説明

１　本件対象文書１

（１）各行政文書の性質等

ア　法務省所管物品管理事務取扱規程は，法務大臣の所管に属する物品の管理に関する事務の取扱いについて定めた訓令であり，物品管理簿・物品出納簿の様式を定めているものである。

イ　物品管理簿・物品出納簿とは，各年度内において使用している物品の分類，細分類，種類及び品目ごとに，その増減等の異動高，現在高，物品の異動に関する事項及びその他物品の管理上必要な事項が記録されているものであるところ，福岡拘置所においては，平成１１年度及び平成１２年度については紙ファイルで保存し，平成１３年度から平成１６年度までは電子データファイルとしてＣＤ－Ｒで保存し，平成１７年度については物品管理システム上で使用しているところである。なお，各年度ともに，Ａ４判の用紙に打ち出した場合，数千枚から数万枚の量に上るものである。

平成１１年度から平成１６年度までの行政文書ファイルの表紙については，法務省行政文書管理規程等の規定に基づき，各年度の物品管理簿・物品出納簿ファイルとして保存するに当たり作成したものである。

（２）平成１１年度から平成１６年度までの物品管理簿・物品出納簿に係る行政文書ファイルの表紙

審査請求人は，本件審査請求書において，開示された「表紙」の保存番号欄に保存番号が記載されていないので，保存番号が記載された表紙の開示を求める旨主張しているが，処分庁を通じて福岡拘置所に確認したところ，平成１１年度から平成１６年度までの物品管理簿・物品出納簿ファイルは，①保存に当たって作成した行政文書ファイルの表紙，②当該物品管理簿・物品出納簿により構成され，また，本件開示決定に基づき開示の実施を行った文書と上記①とが同一の文書であると認められた。したがって，審査請求人が主張する表紙は存在しない。

なお，当該保存番号については，法務省行政文書管理規程１４条２項

において，行政文書ファイル管理簿には，管理の必要に応じて保存番号を記載すると定められていることを受けて，各行政文書ファイルの表紙に設けられているものであるところ，福岡拘置所においては，行政文書ファイルの保存・管理を行う上で，保存番号を記載しなくても事務に支障が生じないため，本件行政文書ファイルだけではなく，他の行政文書ファイルについても保存番号を記載していない。

２　本件対象文書２

（１）物品整理表の性質

物品整理表とは，物品管理システムへの入力作業を行った都度，更新・生成され，システム上その時点での物品の状況が確認できるものであるところ，更新の都度打ち出して紙により保存していないため，現時点での物品整理表だけが電子データとして存在するものである。過去にさかのぼって生成することは困難である。

（２）物品整理表に係る表紙

物品整理表の性質が上記（１）のとおりであることからみて，物品整理表の表紙が存在するとは認められない。

３　本件対象文書３及び本件対象文書４

（１）平成１１年度から平成１５年度までの物品管理簿・物品出納簿及び平成１７年度の物品管理簿・物品出納簿

審査請求人は，本件審査請求書において，「本件開示決定までには審査請求人が求める文書が開示決定されるための個々の物品名が分かり得る情報提供，補正を経ておらず，法２２条２項及び２３条１項の規定に反し，物品名の特定が不可能であったことから，個々の物品名の情報提供，補正を経た上での開示決定を求める」と主張している。これに関しては，本件不開示決定までの審査請求人と処分庁との間で，次のとおりのやり取りをしていることが認められる。

審査請求人は，本件開示請求書において，「管区自らも大量の物品と文書が存在することを認めているとおり，平成１１年度ないし平成１５年度及び平成１７年度分の物品一覧表等の情報提供がない限り，部外者の請求人にはその大量の物品を特定することや，どんな物品が存在し，存在していたのかすら当然のこととして特定することは常識的に考えても不可能です。」と記載し，これに対し，処分庁は，平成１７年８月５日付け求補正書において，「貴殿が情報提供を求められている平成１１年度ないし平成１５年度及び平成１７年度分の物品一覧表については，新たに作成しなければならないものであり，行政文書として取得，保存

しているものではありませんので,貴殿の要望にはおこたえできません。つきましては，これまでにもお知らせしているとおり，貴殿が請求されている物品管理簿はＡ４判の用紙で数万枚という極めて大量の枚数となりますので，貴殿が特定の物品に係る管理簿のみの開示を求められる場合には，具体的な物品名を挙げていただくか，あるいは貴殿が必要とするものが分かるよう具体的に記載していただければ，処分庁において該当する管理簿を特定します。」と回答した。

これに対し，審査請求人は，平成１７年８月１７日付け回答書において，「平成１６年度分の物品の特定は，処分庁より，平成１６年度分の物品一覧表の情報提供を受けているのでできます。ところが，平成１１年度ないし平成１５年度及び平成１７年度の物品管理簿の情報提供が現にない訳だから特定不可能」と記載し，これに対し，処分庁は，平成１７年８月３１日付け求補正書において，「本年６月７日付け福管総発第１９２号求補正書においてお示しした物品の分類（以下，「平成１６年度物品一覧表」という。）は，平成１６年度に福岡拘置所において存在するすべての物品が記載されているものですが，貴殿が平成１６年度分として抽出された物品の中で，他の年度分の物品管理簿においても必要なものがあれば，その物品を抽出し，さらに，平成１６年度物品一覧表には載っていないものの貴殿が必要と思われる物品がある場合には，当該物品が存在するかどうかにかかわらず，例えば，「警備に関する物品」などと具体的に物品の種類や用途が分かるように記載し，該当する物品を抽出していただければ，文書の特定ができるのではないかと思われます。」と回答した。

これに対し,審査請求人は,平成１７年９月６日付け回答書において，「これではらちがあかず，平行線をたどるばかりなので，あとは，情報公開･個人情報保護審査会等の判断を仰ぐしかないと思料します｡なお，処分庁は，「他の年度分の物品管理簿においても必要なものがあれば，その物品を抽出し，（中略）例えば，警備に関する物品などと具体的に物品の種類等記載すれば，文書の特定は可能と思われる。」等述べていますが，その前提となる「どんな物品が存在し，存在していたのかが明らかでないのに，その物品を特定することは不可能」です」と記載している。

審査請求人においてこれら物品管理簿・物品出納簿のどの部分を請求するのか特定するために，処分庁が審査請求人に対し，必要な情報提供を行っているかどうかについては，物品一覧表がシステム上容易に作成

できる性質のものではなく，処分庁において平成１６年度物品一覧表を作成する際には，平成１６年度物品管理簿・物品出納簿の項目を一つ一つ拾い上げて相当な時間を掛けて新たに作成したものであること，及び上記のやり取りにかんがみれば，各開示請求に対して行政機関が行う必要がある情報提供の範囲を超えており，法２３条１項の文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じていないとは認められない。また，審査請求人は法２２条２項を引用し主張するが，同規定は行政文書の管理について定めたものであるから，同規定をもって，処分庁が他の年度の物品一覧表を新たに作成する必要があるとは認められない。

（２）法務省所管物品管理事務取扱規程に係る表紙（行政文書ファイルの表紙を含む。）等

処分庁を通じて福岡拘置所に対し，法務省所管物品管理事務取扱規程に表紙が添付されているか改めて確認するよう指示した結果，同規程は法務省大臣官房において発出したものであるところ，福岡拘置所が法務省大臣官房から同規程を受領したときから表紙は付けられていなかったものであり，表紙の存在を確認することができなかった。

次に，福岡拘置所において，法務省所管物品管理事務取扱規程を保存するに当たって，同規程が含まれることとなる行政文書ファイルの表紙を作成したかどうかについて確認した結果，福岡拘置所では，職務上，同規程を見ることの多い物品管理担当者においてドッチファイルの中に入れて保管している状況にあることから，表紙を作成する必要性に乏しいため，作成していないものである。

なお，法務省所管物品管理事務取扱規程と一体を成す目次及び根拠規程等記載された部分について，処分庁は，平成１７年８月５日付け求補正書において，「同行政文書の最初の部分にその記載があります。」という情報を提供しているところ，目次については，同規程の１枚目に明確に記載されており，また，根拠規程等記載された部分については，審査請求人が記載するその趣旨が必ずしも明らかではないものの，同規程の１枚目に制定・改正の経緯が記載されているが，審査請求人が開示を求める趣旨がこれらの部分でないとするならば，同規程が上記のとおりの保管状況にあることからみて，審査請求人が開示を求める部分が存在するとは認められない。

（３）平成１１年度から平成１６年度までの物品管理簿・物品出納簿と一体をなす表紙及び目次並びに根拠規程等記載された部分

処分庁を通じて福岡拘置所に対し，平成１１年度から平成１６年度ま

での物品管理簿・物品出納簿に表紙及び目次が添付されているか改めて確認するよう指示した結果，各年度の物品管理簿・物品出納簿に係る行政文書ファイルは，①保存に当たって作成した行政文書ファイルの表紙，②当該物品管理簿・物品出納簿により構成されていることから，物品管理簿・物品出納簿と一体を成す表紙及び目次の存在を確認することができなかった。なお，処分庁を通じて福岡拘置所に対し，目次を作成しなくても事務に支障が生じないか確認した結果，現に使用している物品管理簿・物品出納簿など電子データとして保有しているものについては，例えば，品目名を入力することにより容易に検索が可能であることから，目次は必要なく，紙ファイルとして保有しているものについては，現に使用しているものと品目名の順番がほぼ同じであることから，あえて目次を作成する必要性に乏しいため，作成していないものである。また，表紙については，そもそも作成する必要がないため作成していないものである。

さらに，審査請求人は，本件審査請求書において，「根拠規程等記載された部分」の開示を求めているが，その記載の趣旨が必ずしも明らかではないものの，本件対象文書が含まれる行政文書ファイルが上記で確認したとおりの構成であることから，当該部分が存在するとは認められず，また，本件対象文書に必ずその作成根拠を記載した文書を添付しておかなければならないとする必然性は乏しいものと認められる。

（４）平成１７年度の物品管理簿・物品出納簿と一体を成す表紙，目次及び根拠規程等記載された部分並びに行政文書ファイルの表紙

処分庁を通じて福岡拘置所に対し，平成１７年度の物品管理簿・物品出納簿に表紙及び目次が添付されているか改めて確認するよう指示した結果，同年度の物品管理簿・物品出納簿は，物品管理システム上で使用しているところであり，目次については，例えば，品目名を入力することにより容易に検索が可能であることから，必要がないため作成していないものであり，表紙については，そもそも作成する必要がないため作成していないものである。

さらに，審査請求人は，本件審査請求書において，「根拠規程等記載された部分」の開示を求めているが，その記載の趣旨が必ずしも明らかではないものの，本件対象文書の性質が上記のとおりであることから，当該部分が存在するとは認められず，また，本件対象文書に必ずその作成根拠を記載した文書を添付しておかなければならないとする必然性は乏しいものと認められる。

次に，平成１７年度の物品管理簿・物品出納簿に係る行政文書ファイルの表紙については,同表紙は保存するに当たって作成するものであり，

同年度の物品管理簿・物品出納簿は現に使用しているものであることから，同表紙を作成する必要はないため，作成していないものである。

（５）平成１１年度から平成１６年度までの物品整理表

物品整理表の性質が上記２のとおりであることからみて，平成１１年度から平成１６年度までの物品整理表が存在するとは認められない。

（６）「隠しカメラ」及び「隠しマイク」に係る平成１７年度の物品管理簿・物品出納簿及び物品整理表

処分庁は，平成１７年８月３１日付け求補正書において，「特定居室という場所に限らず，福岡拘置所において「隠しカメラ」及び「隠しマイク」という物品名の物品管理簿が存在しないことから，本年８月５日付け福管総発第２４４号求補正書において，該当する管理簿は存在しない旨お知らせしたものですが，貴殿が設置場所に着目し，具体的な居室を特定した上で「隠しカメラ」及び「隠しマイク」に係る物品管理簿の請求を維持される場合には，該当する文書が存在しているかどうかを答えるだけで，法５条４号に該当する不開示情報を開示することとなるため，原則として不開示となります。」と情報提供したところ，審査請求人は，平成１７年８月３１日付け回答書において，「請求人は設置場所に着目等した事実はなく，このような違法な設置について請求したものであり，よって請求の維持をします。」と回答した。

諮問庁としては，本件審査請求を受け，処分庁を通じて福岡拘置所に対し，平成１７年度の物品管理簿・物品出納簿に「隠しカメラ」又は「隠しマイク」と記載された物品が登載されているかどうか確認させたが，その存在を確認することができなかった。

したがって，原処分は妥当と認められ，本件審査請求には理由がないことから，本件審査請求を棄却すべきであると思料する。

第４　調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，平成１８年（行情）諮問第９号から同１２号までを併合し，調査審議を行った。

①　平成１８年１月１７日　　諮問第９号から同１２号までの受理

②　同日　　諮問庁から第９号から同１２号までの理由説明書を収受

③　同月３０日　　審査請求人から第９号から同１２号までの意見書及び資料を収受

④　同年６月１４日　　本件対象文書２の見分，第９号から同１２号までの併合及び審議

⑤　同年１０月４日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件各諮問の経緯

本件は，審査請求人からの平成１７年７月２９日付け（平成１７年８月１日受付）開示請求に対し処分庁が逐次行った４件の開示決定等について審査請求及び諮問がなされたものであり，原処分等の概要は，以下のとおりである。

（１）平成１７年９月２１日付け福管総発第２９４号（諮問第９号関係）

物品管理簿・物品出納簿（平成１１年度ないし１５年度）のうち行政文書ファイルの表紙のみ（開示）

（２）同日付け福管総発第２９５号（諮問第１０号関係）

ア　物品管理簿・物品出納簿（平成１１年度ないし１５年度）のうち上記（１）以外の部分（表紙（行政文書ファイルの表紙とは別の当該文書自体の表紙）及び目次部分につき不存在，その余の部分につき文書不特定を理由にそれぞれ不開示）

イ　物品整理表（平成１１年度ないし１５年度）（不存在を理由に不開示）

（３）平成１７年１０月１３日付け福管総発第３２３号（諮問第１１号関係）

ア　法務省所管物品管理事務取扱規程（訓令）（開示）

イ　物品管理簿・物品出納簿（平成１６年度）のうち行政文書ファイルの表紙及び別紙２（７）に記載の物品に関する部分（開示）

ウ　物品整理表（平成１７年度）のうち別紙３に記載の物品に関する部分（一部開示）

（４）同日付け福管総発第３２４号（諮問第１２号関係）

ア　法務省所管物品管理事務取扱規程の表紙（行政文書ファイルの表紙を含む。）（不存在を理由に不開示）

イ　物品管理簿・物品出納簿（平成１６年度）のうち表紙（行政文書ファイルの表紙とは別の当該文書自体の表紙）及び目次部分（不存在を理由に不開示）

ウ　物品管理簿・物品出納簿（平成１７年度）（表紙（行政文書ファイルの表紙を含む。），目次並びに隠しカメラ及び隠しマイクに関する部分につき不存在，その余の部分につき文書不特定を理由にそれぞれ不開示）

エ　物品整理表（平成１６年度）（不存在を理由に不開示）

オ　物品整理表（平成１７年度）のうち隠しカメラ及び隠しマイクに関する部分（不存在を理由に不開示）

２　本件対象文書１

本件対象文書１について，審査請求人は，原処分において開示された平成１１年度から平成１６年度までの物品管理簿・物品出納簿に係る行政文書ファイルの表紙の保存番号欄には，保存番号が記載されておらず，開示文書は真正なものではないと主張する。また，同じく開示された平成１６年度の物品管理簿・物品出納簿に未記入項目等が存在することをもって，開示文書には記述の削除，改ざん，すり替え等があると主張する。

これに対し，諮問庁は，平成１１年度から平成１６年度までの物品管理簿・物品出納簿に係る行政文書ファイルは，保存に当たって作成した行政文書ファイルの表紙と当該物品管理簿・物品出納簿により構成され，行政文書ファイルの表紙以外に表紙は存在しないと説明する。

また，諮問庁は，法務省行政文書管理規程１４条２項において，行政文書ファイル管理簿には，管理の必要に応じて保存番号を記載すれば足りる旨定められているのであって，各行政文書ファイルの表紙の様式にはそのための所定の欄が設けられているものの，福岡拘置所においては，行政文書ファイルの保存・管理を行う上で，保存番号を記載しなくても事務に支障が生じないため,本件対象文書１に係る行政文書ファイルだけではなく，他の行政文書ファイルについても保存番号は記載していないと説明する。

当審査会において，本件対象文書１のうち，平成１１年度から平成１６年度までの物品管理簿・物品出納簿に係る行政文書ファイルの表紙を確認したところ，審査請求人が主張するとおり，行政文書ファイルの表紙の保存番号欄に保存番号が記載されていないことが確認されたが，上記法務省行政文書管理規程１４条２項には，行政文書ファイル管理簿の保存番号につき,管理の必要に応じて記載すれば足りると規定されているのであって，必要がない場合には，当該管理簿に保存番号を記載する必要はなく，その場合，行政文書ファイルの表紙に保存番号が記載されないのは当然のことであるから,上記諮問庁の説明に特段不自然･不合理な点は認められない。

次に，平成１６年度の物品管理簿・物品出納簿には，審査請求人が指摘するとおり，①物品管理官，物品出納官の欄に記入がない，②「総合警備システム」，「畳」，「所内誌」及び「アクリル板」以外の物品の摘要欄に「特定事業者より受入等」と記載されているものはない，③「遠隔制御装置」について異動等の記載がないことが確認された。しかし，当審査会において，事務局職員をして諮問庁に確認させたところによれば，諮問庁は，上記①の点につき，当該箇所は，物品管理官が命令等をする場合，又は物品出納官がそれを受けて物品を出納する場合に押印するための欄であるが，開示された法務省所管物品管理事務取扱規程（訓令）の物品管理簿・

物品出納簿に係る第２０号様式に，「物品管理簿・物品出納簿は，磁気テープ等による場合には，物品管理官，物品出納官等の各欄は不要とする。」と定められているところ，平成１６年度の物品管理簿・物品出納簿は電子データファイルによるので，「磁気テープ等による場合」に該当し，物品管理官及び物品出納官の押印は，いずれも省略している旨，上記②の点につき，「総合警備システム」，「畳」，「所内誌」及び「アクリル板」以外の特定された物品は，平成１６年度内に受け入れた事実がないので，平成１６年度の物品管理簿・物品出納簿の摘要欄にその記載はない旨，さらに，上記③の点につき，「遠隔制御装置」は，平成１６年度の物品管理簿・物品出納簿に別途登載されている「総合警備システム」を構成する装置であり,その内訳として登載されているものであって,そのような場合には，「総合警備システム」の異動等のみ記載し，「遠隔制御装置」についての異動等の記載は省略している旨説明しており，その説明に特段不自然・不合理な点は認められない。

したがって，福岡拘置所において本件対象文書１を特定したことは，妥当であると認められる。

３　本件対象文書２

本件対象文書２について，審査請求人は，開示された平成１７年度の物品整理表に未記入項目等が存在することをもって，開示文書には記述の削除，改ざん，すり替え等があると主張する。

当審査会において，本件対象文書２を見分したところ，審査請求人が指摘するとおり，①「規格」，「備品番号」，「年月日」，「職員」，「設置場所」，「用途」の各欄に記載のない物品があることが確認され，また，②「遠隔制御装置」の物品整理表は開示決定の対象とされていない。しかし，事務局職員をして諮問庁に確認させたところによれば，諮問庁は，上記①の点につき，物品管理法３６条で物品管理官，物品出納官等は，帳簿を備え，必要な事項を記載すること，同法施行令４２条で物品管理簿，物品出納簿等を備え，その管理する物品についての異動を記録すること，同法施行規則３８条で物品管理簿，物品出納簿等には，物品の分類，細分類及び品目ごとに，その増減等の異動数量，現在高その他物品の異動に関する事項及びその他物品の管理上必要な事項を記録することとされており，「その他物品の管理上必要な事項」は，実務の必要に応じて記載する任意の項目であるため，物品管理簿・物品出納簿の当該項目を基にシステム上で更新・生成される物品整理表においては，物品によって，「規格」，「備品番号」，「年月日」，「職員」，「設置場所」，「用途」の各欄に記入

のないものが存する旨，上記②の点につき，「遠隔制御装置」は，上記２のとおり，平成１６年度の物品管理簿・物品出納簿に登載されている「総合警備システム」を構成する装置であり，そのような装置の場合には，「総合警備システム」の物品数量を１，「遠隔制御装置」の物品数量は０と記載し，物品数量が０のものについては，物品管理システム上，物品整理表が生成されないものであると説明する。

また，平成１７年度の物品整理表に係る表紙及び目次については，当審査会において，事務局職員をして確認させたところによれば，諮問庁は，物品整理表は，過去の時点での紙ファイル又は電子データファイルを行政文書ファイルとして保存しているものではなく，また，日々更新される現時点での電子データのみ物品管理システム上に存在するという性質の電磁的記録であるので，表紙（行政文書ファイルの表紙を含む。）及び目次を作成する対象とはなり得ないと説明しており，その説明に特段不自然・不合理な点は認められない。

したがって，福岡拘置所において本件対象文書２を特定したことは，妥当であると認められる。

なお，本件対象文書２の一部不開示部分（ＴＶカメラを備え付けた居室に関する情報が記載されており，法５条４号及び６号に該当）について，審査請求人は，現に開示の実施を受けているものと認められるが，これを不服の対象としていない。

４　本件対象文書３及び本件対象文書４

（１）平成１１年度ないし平成１５年度及び平成１７年度の物品管理簿・物品出納簿

本件対象文書３について，処分庁は，その文書量が膨大であるところ，開示請求者から，該当する文書のうち開示を求める部分について情報提供を求められたことに対し，該当部分の特定に必要な情報提供を行い，相当の期間を定めて補正を求めたものの，適正な補正がされなかったとして原処分を行った。しかし，審査請求人は，開示決定等までに，審査請求人が求める文書を開示決定するための個々の物品名が分かり得る情報提供，補正を経ておらず，法２２条２項及び２３条１項の規定に反し，物品名の特定が不可能であったことから，個々の物品名の情報提供，補正を経た上での開示決定を求めると主張する。

すなわち，処分庁は，本件開示請求時点より以前に，平成１６年度物品一覧表（３８５９品目に及ぶ）により情報提供を行った上で，平成１７年８月５日及び同月３１日の２回にわたって，審査請求人に補正を求

めているが，審査請求人は，「どんな物品が存在し，存在していたのかが明らかでないのに，その物品を特定することは不可能。」と主張し，平成１１年度ないし平成１５年度及び平成１７年度の各年度にわたる物品一覧表による情報提供を求めるとして，補正に応じていない。

これに対し，諮問庁は，①物品一覧表がシステム上容易に作成できる性質のものではなく，処分庁において，開示請求者に情報提供するための平成１６年度物品一覧表を作成するに当たっても，平成１６年度物品管理簿・物品出納簿の項目を一つ一つ拾い上げ相当な時間を掛けて新たに作成したものである，②処分庁による上記①の措置は，開示請求に対して行政機関が行う必要がある情報提供の範囲を超えており，法２３条１項の規定による文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じていないとは言えない，③審査請求人は法２２条２項を引用するが，同規定は行政文書の管理について定めたものであり，同規定をもって処分庁が物品一覧表を新たに作成する必要があるとは言えないと説明する。

以上の経緯によれば，平成１６年度物品一覧表により情報提供を行った処分庁の対応は，法２３条１項の規定により求められている通常の情報提供を上回るものと認められ，まして，他の年度について平成１６年度と同様の情報提供を行う必要があるとは認められない。よって，審査請求人の主張は，本件補正に応じない正当な理由とは認められない。

なお，審査請求人は，開示請求書においては，本件請求文書の（２）から（６）まで及び（８）について，文書全体の開示を請求する旨記載していたが，上記の審査請求人の主張及び補正に関するやり取りによれば，これらの文書の文書全体の開示を請求する旨の主張を変更して，その一部の開示を請求するに至ったものと認められる。

したがって，処分庁が，これらの文書の開示請求に対し，相当の期間を定めて補正を求めたところ，審査請求人が当該補正に応じなかったことにより，処分庁において開示対象部分を特定できなかったことから，形式上の不備による不開示決定を行った原処分は，妥当なものと認められる。

（２）法務省所管物品管理事務取扱規程（訓令）に係る表紙（行政文書ファイルの表紙を含む。），平成１１年度から平成１６年度までの物品管理簿・物品出納簿に係る表紙及び目次並びに平成１７年度の物品管理簿・物品出納簿に係る表紙（行政文書ファイルの表紙を含む。）及び目次

審査請求人は，本件対象文書３及び本件対象文書４のうち，法務省所

管物品管理事務取扱規程（訓令）に係る表紙（行政文書ファイルの表紙を含む。），平成１１年度から平成１６年度までの物品管理簿・物品出納簿に係る表紙及び目次並びに平成１７年度の物品管理簿・物品出納簿に係る表紙（行政文書ファイルの表紙を含む。）及び目次について，「表紙」及び「目次」が存在するはずであり，その表紙には根拠規程等が記載されているはずであると主張し，諮問庁は，これらの文書を保有していない旨主張しているので，以下その存否について検討する。

諮問庁は，法務省所管物品管理事務取扱規程（訓令）に係る表紙（行政文書ファイルの表紙を含む。）について，①福岡拘置所が法務省大臣官房から同規程を受領した当初の時点から表紙は付けられていない，②福岡拘置所の物品管理担当者は，同規程をドッチファイルに編てつして保管しており，独自の表紙を作成する実務上の必要性は乏しいと説明する。

当審査会において，法務省所管物品管理事務取扱規程（訓令）を確認したところ，冒頭に規程名，制定・改正の経緯及び目次が記載されており，同規程の体裁及び記載内容に照らして，これとは別に表紙が存在することを推測させるような事情は認められない。

次に，諮問庁は，平成１１年度から平成１６年度までの物品管理簿・物品出納簿に係る表紙及び目次について，各年度の物品管理簿・物品出納簿に係る行政文書ファイルは，①保存に当たって作成した行政文書ファイルの表紙と当該物品管理簿・物品出納簿により構成されている，②電子データファイルとして保有している平成１３年度から平成１６年度までの行政文書ファイルについては，品目名を入力することにより容易に検索が可能であるため，目次を作成する必要性はなく，また，紙ファイルとして保有している平成１１年度及び平成１２年度の行政文書ファイルについては，平成１７年度の現に使用している電子データファイルと品目名の順番がほぼ同じであることから，あえて目次を作成する必要性は乏しく，いずれにおいても，行政文書ファイルの表紙以外の「表紙」を作成する実務上の必要性がないと説明する。

また，諮問庁は，平成１７年度の物品管理簿・物品出納簿に係る表紙及び目次について，物品管理システム上の電子データとして保有している平成１７年度の物品管理簿・物品出納簿は，品目名を入力することにより容易に検索が可能であるため，目次を作成する必要性はなく，行政文書ファイルの表紙以外の「表紙」を作成する実務上の必要性がないと説明する。

さらに，平成１７年度の物品管理簿・物品出納簿に係る行政文書ファイルの表紙について，同表紙は，行政文書ファイルの保存に当たって作成されるものであり，本件開示請求時点では，まだ作成されていないと説明する。

法務省所管物品管理事務取扱規程（訓令）に係る表紙（行政文書ファイルの表紙を含む。），平成１１年度から平成１６年度までの物品管理簿・物品出納簿に係る表紙及び目次並びに平成１７年度の物品管理簿・物品出納簿に係る表紙（行政文書ファイルの表紙を含む。）及び目次が現に不存在であるとする上記諮問庁の説明には特段不自然・不合理な点は見当たらず，他に当該説明を覆す事情も認められないので，福岡拘置所においてこれらの文書を保有しているとは認められない。

（３）平成１１年度から平成１６年度までの物品整理表

審査請求人は，各年度にわたる物品一覧表を情報提供されなければ，物品整理表の特定は不可能であるから，本件対象文書４のうち，平成１１年度から平成１６年度までの物品整理表については，文書の特定ができないとして不開示決定を行い，それを不開示理由に明記するよう主張する。

しかし，諮問庁は，物品整理表は，物品管理システムにデータ入力作業を行った都度，更新・生成され，システム上その時点での物品の状況が確認できるものであり，データ更新の都度打ち出して紙により保存していないため，現時点での物品整理表だけが，電子データとして存在するものであることから，過去の時点にさかのぼって生成することは困難であり，平成１１年度から平成１６年度までの物品整理表は存在しないと説明する。

審査請求人は，平成１１年度から平成１６年度までの物品整理表が存在することを前提として不開示決定を行うよう主張するが，同物品整理表が現に不存在であるとする上記諮問庁の説明には特段不自然・不合理な点は見当たらず，他に当該説明を覆す事情も認められないので，福岡拘置所においてこれらの文書を保有しているとは認められない。

（４）「隠しカメラ」及び「隠しマイク」に係る平成１７年度の物品管理簿・物品出納簿及び物品整理表

審査請求人は,福岡拘置所の特定居房又は同房周辺には「隠しカメラ，隠しマイク」が設置され，同房内をモニターされている旨主張する。

しかし，諮問庁は，本件審査請求を受け，処分庁を通じて福岡拘置所に対し，平成１７年度の物品管理簿・物品出納簿に「隠しカメラ」又は

「隠しマイク」と記載された物品が登載されているかどうか確認させたところ，その存在を確認することはできなかったと説明する。

本件対象文書４のうち，審査請求人が求めるような「隠しカメラ」又は「隠しマイク」と記載された物品が登載されている平成１７年度の物品管理簿・物品出納簿が現に不存在であり，よって当該物品に係る物品整理表もまた生成されず不存在であるとする上記諮問庁の説明には特段不自然・不合理な点は見当たらず，また，膨大な数の品目を掲載した平成１６年度物品一覧表に当該物品は掲載されておらず，他に当該説明を覆す事情も認められないので，福岡拘置所においてこれらの文書を保有しているとは認められない。

５　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

６　原処分の妥当性

以上のことから，本件請求文書の開示請求につき，本件対象文書１及び本件対象文書２を特定し，その全部又は一部を開示した決定については，福岡拘置所において，本件対象文書１及び本件対象文書２の外に審査請求人が開示請求の対象として特定すべきとする文書を保有しているとは認められないので，本件対象文書１及び本件対象文書２を特定したことは，妥当であると判断した。

次に，本件対象文書３につき，その一部分を保有していないとして不開示とし，その余の部分について，処分庁が，当該開示請求に対し，相当の期間を定めて補正等を求めたところ，審査請求人が当該補正等に応じなかったことにより，開示請求に形式上の不備があることを理由として不開示とした決定は，妥当であると判断した。

最後に，本件対象文書４につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，福岡拘置所において本件対象文書４を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

（第１部会）

委員　矢崎秀一，委員　村上裕章，委員　吉岡睦子

別紙１

本件請求文書

（１）法務省所管物品管理事務取扱規程（訓令　ただし，「表紙」，「目次」，「根拠規程（定）等」記載された分を含む文書全体。）

（２）物品管理簿・物品出納簿（平成１１年度　福岡拘置所　ただし，「表紙」，「目次」，「根拠規程（定）等」記載された分を含む文書全体。）

（３）物品管理簿・物品出納簿（平成１２年度　福岡拘置所　ただし，「表紙」，「目次」，「根拠規程（定）等」記載された分を含む文書全体。）

（４）物品管理簿・物品出納簿（平成１３年度　福岡拘置所　ただし，「表紙」，「目次」，「根拠規程（定）等」記載された分を含む文書全体。）

（５）物品管理簿・物品出納簿（平成１４年度　福岡拘置所　ただし，「表紙」，「目次」，「根拠規程（定）等」記載された分を含む文書全体。）

（６）物品管理簿・物品出納簿（平成１５年度　福岡拘置所　ただし，「表紙」，「目次」，「根拠規程（定）等」記載された分を含む文書全体。）

（７）物品管理簿・物品出納簿（平成１６年度　福岡拘置所　ただし，「表紙」，「目次」，「根拠規程（定）等」記載された分及び下記番号１）ないし５１）の物品に係るものに限る。）

記

１）収容棟監視カメラ
２）領置物品管理システム
３）センサー型動体管理システム
４）デジタルレコーダー
５）指紋照合管理システム
６）手荷物検査装置
７）総合警備システム
８）防犯線センサー
９）ＴＶカメラ
１０）ＶＴＲ
１１）センサーライト
１２）モニター
１３）異常音警報用ブザーライト
１４）映像音声切替器
１５）音声切替器
１６）画面切替器
１７）検針器用テーブル
１８）指紋照合認証装置
１９）指紋登録用光学式指紋リーダー

２０）指紋認証管理ソフト
２１）指紋認証装置管理用パソコン
２２）卓上検針器
２３）ＣＣＤレンズ
２４）アクリルパンフレット
２５）畳（柔道用）
２６）検電器
２７）監視卓ＡＶテーブル
２８）基地局用指令卓
２９）当ビシ（畳用）
３０）照明雑具
３１）指紋採取器
３２）収容者居室窓枠（ステン網）
３３）畳（床）
３４）クランプメーター（電圧電流測定器）
３５）自動放送装置一式
３６）Ｘ線差入品検査機
３７）物品管理システムソフト
３８）畳
３９）非常電鈴装置
４０）遠隔制御装置
４１）器械設備改修工事共通仕様書
４２）建築改修工事共通仕様書
４３）電気設備改修工事共通仕様書
４４）施設のしおり
４５）所内誌
４６）保存文書台帳，保存文書引継簿，廃棄目録
４７）アクリル板
４８）処遇経過
４９）処遇指針
５０）畳表（プラスマット富士）
５１）下紙６号（畳）
（８）物品管理簿・物品出納簿（平成１７年度　福岡拘置所　ただし，「表紙」，「目次」，「根拠規程（定）等」記載された分を含む文書全体。）
（９）物品整理表（平成１１年度　福岡拘置所）
（１０）物品整理表（平成１２年度　福岡拘置所）
（１１）物品整理表（平成１３年度　福岡拘置所）
（１２）物品整理表（平成１４年度　福岡拘置所）
（１３）物品整理表（平成１５年度　福岡拘置所）

（１４）物品整理表（平成１６年度　福岡拘置所）

（１５）物品整理表（平成１７年度　福岡拘置所。ただし，下記番号１）ないし３８）の物品に係るもの及び隠しカメラ，隠しマイクに係るものに限る。）

記

１）収容棟監視カメラ
２）領置物品管理システム
３）センサー型動体管理システム
４）デジタルレコーダー
５）指紋照合管理システム
６）手荷物検査装置
７）総合警備システム
８）防犯線センサー
９）ＴＶカメラ
１０）ＶＴＲ
１１）センサーライト
１２）モニター
１３）異常音警報用ブザーライト
１４）映像音声切替器
１５）音声切替器
１６）画面切替器
１７）検針器用テーブル
１８）指紋照合認証装置
１９）指紋登録用光学式指紋リーダー
２０）指紋認証管理ソフト
２１）指紋認証装置管理用パソコン
２２）卓上検針器
２３）ＣＣＤレンズ
２４）アクリルパンフレット
２５）畳（柔道用）
２６）検電器
２７）監視卓ＡＶテーブル
２８）基地局用指令卓
２９）当ビシ（畳用）
３０）照明雑具
３１）指紋採取器
３２）収容者居室窓枠（ステン網）
３３）畳（床）
３４）クランプメーター（電圧電流測定器）

３５）自動放送装置一式
３６）Ｘ線差入品検査機
３７）物品管理システムソフト
３８）畳

別紙２

本件対象文書１（諮問第９号及び同第１１号関係）

（１）法務省所管物品管理事務取扱規程（訓令）

（２）物品管理簿・物品出納簿（Ｈ１１年度　福岡拘置所，ただし，行政文書ファイルの表紙のみ）

（３）物品管理簿・物品出納簿（Ｈ１２年度　福岡拘置所，ただし，行政文書ファイルの表紙のみ）

（４）物品管理簿・物品出納簿（Ｈ１３年度　福岡拘置所，ただし，行政文書ファイルの表紙のみ）

（５）物品管理簿・物品出納簿（Ｈ１４年度　福岡拘置所，ただし，行政文書ファイルの表紙のみ）

（６）物品管理簿・物品出納簿（Ｈ１５年度　福岡拘置所，ただし，行政文書ファイルの表紙のみ）

（７）物品管理簿・物品出納簿（Ｈ１６年度　福岡拘置所。ただし，行政文書ファイルの表紙及び下記番号１）ないし５１）の物品に係るものに限る。）

記

１）収容棟監視カメラ
２）領置物品管理システム
３）センサー型動体管理システム
４）デジタルレコーダー
５）指紋照合管理システム
６）手荷物検査装置
７）総合警備システム
８）防犯線センサー
９）ＴＶカメラ
１０）ＶＴＲ
１１）センサーライト
１２）モニター
１３）異常音警報用ブザーライト
１４）映像音声切替器
１５）音声切替器
１６）画面切替器
１７）検針器用テーブル
１８）指紋照合認証装置
１９）指紋登録用光学式指紋リーダー
２０）指紋認証管理ソフト

２１）指紋認証装置管理用パソコン
２２）卓上検針器
２３）ＣＣＤレンズ
２４）アクリルパンフレット
２５）畳（柔道用）
２６）検電器
２７）監視卓ＡＶテーブル
２８）基地局用指令卓
２９）当ビシ（畳用）
３０）照明雑具
３１）指紋採取器
３２）収容者居室窓枠（ステン網）
３３）畳（床）
３４）クランプメーター（電圧電流測定器）
３５）自動放送装置一式
３６）Ｘ線差入品検査機
３７）物品管理システムソフト
３８）畳
３９）非常電鈴装置
４０）遠隔制御装置
４１）器械設備改修工事共通仕様書
４２）建築改修工事共通仕様書
４３）電気設備改修工事共通仕様書
４４）施設のしおり
４５）所内誌
４６）保存文書台帳，保存文書引継簿，廃棄目録
４７）アクリル板
４８）処遇経過
４９）処遇指針
５０）畳表（プラスマット富士）
５１）下紙６号（畳）

別紙３

本件対象文書２（諮問第１１号関係）

物品整理表（Ｈ１７年度　福岡拘置所。ただし，下記番号１）ないし３８）の物品に係るものに限る。）

記

１）収容棟監視カメラ
２）領置物品管理システム
３）センサー型動体管理システム
４）デジタルレコーダー
５）指紋照合管理システム
６）手荷物検査装置
７）総合警備システム
８）防犯線センサー
９）ＴＶカメラ
１０）ＶＴＲ
１１）センサーライト
１２）モニター
１３）異常音警報用ブザーライト
１４）映像音声切替器
１５）音声切替器
１６）画面切替器
１７）検針器用テーブル
１８）指紋照合認証装置
１９）指紋登録用光学式指紋リーダー
２０）指紋認証管理ソフト
２１）指紋認証装置管理用パソコン
２２）卓上検針器
２３）ＣＣＤレンズ
２４）アクリルパンフレット
２５）畳（柔道用）
２６）検電器
２７）監視卓ＡＶテーブル
２８）基地局用指令卓
２９）当ビシ（畳用）
３０）照明雑具
３１）指紋採取器
３２）収容者居室窓枠（ステン網）
３３）畳（床）
３４）クランプメーター（電圧電流測定器）

３５）自動放送装置一式
３６）Ｘ線差入品検査機
３７）物品管理システムソフト
３８）畳

別紙４

本件対象文書３（諮問第１０号及び同第１２号関係）

（１）物品管理簿・物品出納簿（Ｈ１１年度　福岡拘置所，ただし，「表紙」，「目次」を含む文書全体。）

（２）物品管理簿・物品出納簿（Ｈ１２年度　福岡拘置所，ただし，「表紙」，「目次」を含む文書全体。）

（３）物品管理簿・物品出納簿（Ｈ１３年度　福岡拘置所，ただし，「表紙」，「目次」を含む文書全体。）

（４）物品管理簿・物品出納簿（Ｈ１４年度　福岡拘置所，ただし，「表紙」，「目次」を含む文書全体。）

（５）物品管理簿・物品出納簿（Ｈ１５年度　福岡拘置所，ただし，「表紙」，「目次」を含む文書全体。）

（６）物品管理簿・物品出納簿（Ｈ１７年度　福岡拘置所。ただし，「表紙（行政文書ファイルの表紙を含む。）」，「目次」及び隠しカメラ，隠しマイクに係るものを除く文書全体。）

別紙５

本件対象文書４（諮問第１０号及び同第１２号関係）

（１）法務省所管物品管理事務取扱規程（ただし，「表紙（行政文書ファイルの表紙を含む。）」に限る。）

（２）物品管理簿・物品出納簿（Ｈ１６年度　福岡拘置所，ただし，「表紙」及び「目次」に限る。）

（３）物品管理簿・物品出納簿（Ｈ１７年度　福岡拘置所。ただし，「表紙（行政文書ファイルの表紙を含む。）」，「目次」及び隠しカメラ，隠しマイクに係るものに限る。）

（４）物品整理表（Ｈ１１年度　福岡拘置所）

（５）物品整理表（Ｈ１２年度　福岡拘置所）

（６）物品整理表（Ｈ１３年度　福岡拘置所）

（７）物品整理表（Ｈ１４年度　福岡拘置所）

（８）物品整理表（Ｈ１５年度　福岡拘置所）

（９）物品整理表（Ｈ１６年度　福岡拘置所）

（１０）物品整理表（Ｈ１７年度　福岡拘置所。ただし，隠しカメラ，隠しマイクに係るものに限る。）